

山口県報

平成24年
12月11日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....一

道路の位置の指定(建築指導課).....一

公告

一般競争入札の実施(防災危機管理課).....二

公共測量の実施(二件)(監理課).....三

選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....四



山口県告示第四百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

施術者の
氏名 杉本 功男
名 和整骨院宇部琴芝
称 院
所 宇部市西琴芝二丁目三番一
在 地
地 所
指定年月日 平成二四、一一、一

山口県告示第四百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和六十年農林水産省告示第千六百六十七号(一)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(昭和六十二年農林水産省告示第九百四十二号(三)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成元年農林水産省告示第千五百四十六号(三)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第千三百七十五号)、保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第千三百三十五号)、保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第千九百九十九号(四)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成六年農林水産省告示第千二百八十四号)及び保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千七百四十二号(一)に係るものに限る。)(一)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。)(一)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地 下松市藤光町二丁目二二の二	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
四〇・五〇	六〇・九	二七一・五六	



(五九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
 - 物品等の名称及び数量
 - 統合原子力防災ネットワーク用通信機器 一式
 - (二) 物品等の特質等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 使用期間
 - 平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日までの間
 - (五) 使用場所
 - 山口県総務部防災危機管理課災害対策室ほか三箇所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月二十二日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
 - 山口県総務部防災危機管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - 山口県総務部防災危機管理課
 - (三) 受領期限
 - 平成二十五年一月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年一月二十二日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課災害対策室
 - (二) 日時
 - 平成二十五年一月二十二日午前十一時
- 七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三三八〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of telecommunication equipment for the National Nuclear Emergency Integrated Network
- (3) Use term: From March 1, 2013 to February 28, 2018
- (4) Use place: Disaster risk management room at the Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government and 3 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

federal Government

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., January 21, 2013 (In case of bringing a tender :11:00 A.M., January 22, 2013)

(五九五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
防府市
- 三 作業の期間
平成二十四年十月二十六日から平成二十五年三月十五日まで

(五九六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周防大島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年十二月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
大島郡周防大島町
- 三 作業の期間
平成二十四年十一月一日から平成二十五年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十四年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一三、九二四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六六、〇二八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二六六、〇二八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 五九四 熊毛郡選挙区 一八四 下関市選挙区 七七一 宇部市選挙区 七二七 山口市選挙区 五二七 萩市選挙区 四一五 萩市阿武郡選挙区 二一六 防府市選挙区 二一七 下松市選挙区 二一七 岩国市選挙区 二一七 光市選挙区 二一七 長門市選挙区 二一七 柳井市選挙区 二一七 美祢市選挙区 二一七 周南市選挙区 二一七 山陽小野田市選挙区 二一七
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の条第一項	地方自治法第八十六条第一項	二六六、〇二八

平成二十四年十二月十一日印刷
平成二十四年十二月十一日発行

発行人所 山口県知事

委員の解職の請求	山口県選挙管理委員会委員長の解職の請求
委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条